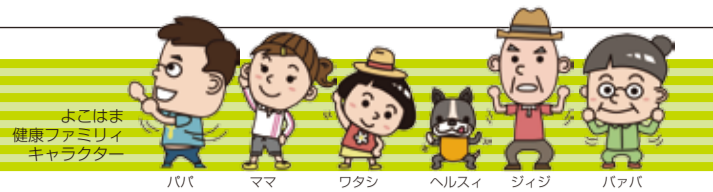


# よこはまシニア通信



## 生活あんしんサポート事業

～横浜市生活支援サービス高齢者見守り協働事業～

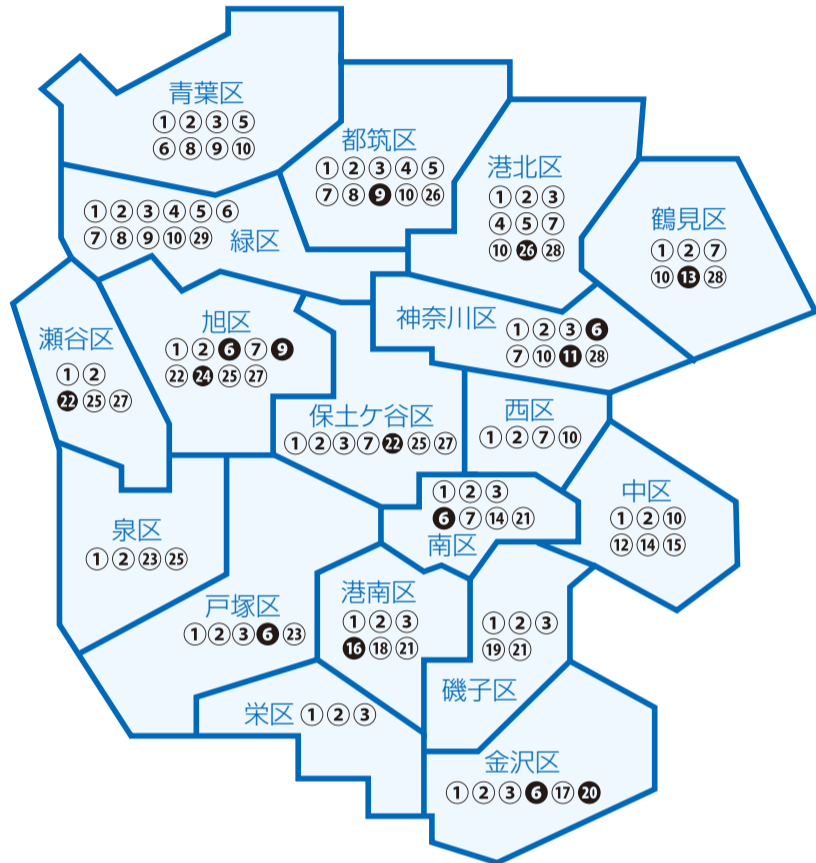


生活あんしんサポート事業は、掃除、配食、草むしり、電球交換、買い物代行・同行など、日常の困りごとを民間事業者が手伝う事業です。サービス提供時、利用者に異変などがあった場合は、親族へ連絡するなど見守りを行います。

サービス内容や利用料金\*などについては、「事業者一覧」と「事業者のサービス提供区」から事業者を選び、直接問い合わせてください。

\*問合せの内容や氏名、住所などの個人情報は保護されます。

### 事業者のサービス提供区



- 略地図に記載されている番号(例:①)は、右の表の事業者番号(例:「①ユーコープ」)に対応しています。
- 略地図の丸数字番号(例:②)は区内の全域で、白抜きの番号(例:②)は区内の一部地域でのみ、事業者がサービスを提供していることを表しています。
- 事業者によっては1日の利用者数が限定されていることなどから、希望日にサービスの提供を受けられない場合があります。

### 事業者一覧

\*サービス・商品の代金は自己負担です(公的サービスではありません)。

事業者名	サービス	主な料金	電話番号
①ユーコープ	他	宅配:108円/週1回	0120-123-581
②ツクイ	生活支援	1,620円/30分未満	823-0765
③福祉クラブ	生活支援	1,296円/1時間	547-1400
④キュービック	生活支援	500円/15分	472-7912
⑤デリバリーケアプラス	生活支援	600円/10分	949-0091
⑥シルバー人材センター	生活支援	500円/30分	847-1800
⑦愛コープ	生活支援	2,000円/1時間	470-6441
⑧タワラ	生活支援	750円/15分	963-1977
⑨みどり野	生活支援	500円/15分	989-2325
⑩横浜ハウネス	生活支援	1,080円/20分	433-8816
⑪つばさケアサービス	生活支援	500円/15分	372-3384
⑫山手まごころの会	生活支援	1,250円~/1時間	624-1593
⑬うしおだ	生活支援	500円/15分	505-9574
⑭ケアステーション大樹	生活支援	1,500円/30分	260-0873
⑮泉の里	生活支援	4,500円/2時間	625-3274
⑯そよかせ南の家	買い物代行	300円/1回	836-1801
⑰スリーA	生活支援	500円/15分	374-3673
⑱ケア・オフィス	生活支援	680円/15分	843-8328
⑲レジオン	生活支援	500円/15分	762-0851
⑳らしく並木	生活支援	1,500円/1時間	791-7690
㉑ケアステーション桜	生活支援	500円/15分	334-7746
㉒でっかいそら天	買い物代行	300円/1回	442-4240
㉓ワーカーズコープ	生活支援	1,080円/30分	341-4192
㉔ひまわり	買い物代行・同行	200円/1回	921-5550
㉕レインボー横浜	生活支援	1,380円/30分	520-8544
㉖横浜商工株式会社	買い物代行	購入代金の10%	471-3877
㉗たすけあいあさひ	生活支援	1,900円/1時間	360-0131
㉘さくらの季	生活支援	2,970円/1時間	717-5941
㉙あゆみ	生活支援	600円/15分	935-1477

横浜市生活あんしん  検索

【この記事に関する問合せは】健康福祉局高齢在宅支援課へ ☎671-2405 ☎681-7789

## 8月から 一定以上の所得がある人は 介護保険サービスの 利用者負担割合が変わります

65歳以上の人の介護保険サービス利用時の利用者負担の割合は、所得に応じて1割または2割と定められていましたが、8月1日利用分からは、特に所得の高い人については「3割」になります。

要介護(支援)認定などを受けている人に対しては、利用者負担の割合を証する「介護保険負担割合証」を交付しています。

この証は毎年7月31日に有効期限が切れることから、8月1日以降有効な新しい証を、7月上旬に区役所から送付します。

### 利用者負担割合の判定

割合	基準
1割	①本人が市民税非課税の人 ②本人の合計所得金額*1が160万円未満の人 ③本人の合計所得金額が160万円以上で、次のアまたはイの条件を満たす人 ア.世帯に第1号被保険者が本人しかいない場合で、 本人の「公的年金等収入額+その他の合計所得金額*2」の合計が280万円未満 イ.世帯に第1号被保険者が本人を含めて複数いる場合で、世帯の第1号被保険者の「公的年金等収入額+その他の合計所得金額」の合計が346万円未満 ④生活保護等受給者 ⑤旧措置入所者(平成12年4月1日以前から、市町村の措置により特別養護老人ホームに入所している人) ⑥第2号被保険者(40歳から64歳までの人)
2割	①1割に該当しない人のうち、本人の合計所得金額が220万円未満の人 ②本人の合計所得金額が220万円以上で、次のアまたはイの条件を満たす人 ア.世帯に第1号被保険者が本人しかいない場合で、 本人の「公的年金等収入額+その他の合計所得金額」の合計が280万円以上340万円未満 イ.世帯に第1号被保険者が本人を含めて複数いる場合で、世帯の第1号被保険者の「公的年金等収入額+その他の合計所得金額」の合計が346万円以上463万円未満
3割	1割及び2割の条件に該当しない人

\*1 税法上の合計所得金額から土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額。  
 \*2 合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額。

【利用者負担に関する問合せは】居住区の区役所保険年金課または健康福祉局介護保険課へ ☎671-4253 ☎681-7789  
 【サービス利用に関する問合せは】居住区の区役所高齢・障害支援課へ